

4-3 特許登録原簿の閲覧及び交付請求

特許庁に備える特許登録原簿は、次の方法により閲覧又は登録事項記載書類の交付を受けることができます。いずれの場合も手数料が必要です。

1. 「登録事項の閲覧請求書」による特許登録原簿の閲覧
 - ・特許庁に備える端末により閲覧することができます。
 - ・特許庁とオンライン接続している場合には、オンラインで閲覧することができます。
2. 「登録事項記載書類の交付請求書」による書類（特許登録原簿）の交付
 - ・特許庁又は各経済産業局等の特許室に申請して特許登録原簿の交付を受けることができます。
 - ・請求を郵送で行い、郵送で交付を受けることができます。
 - ・特許庁とオンライン接続している場合には、オンライン請求により交付を受けることができます。

＜特許登録原簿の閲覧・交付に関するお問い合わせ先＞
特許庁審査業務部出願課 特許行政サービス室 閲覧担当
電話：03-3581-1101 内線 2756
e-mail：[お問い合わせフォーム](#)